

提出期限等の厳格化について

授業料免除等の申請では、申請時に全ての必要書類を揃えて提出することを原則としています。

ただし、やむを得ない事情により一部の書類を提出できない場合は、指定された期限までの不足の書類の提出を認めています。また、書類に不備があった場合又は書類に不明な点があり事実確認をする必要がある場合は、指定された期限までに、書類の不備を解消し、又は不明な点について回答しなければなりません。

しかし、指定された期限を守らず、大幅に遅れて提出等してくる申請者が多くいるため、下記の措置を実施することになりました。

指定された期限に遅れないようくれぐれもご注意ください。

記

- ① 指定された期限を過ぎて提出された書類は、受理しません。
- ② 指定された期限を過ぎてしまった場合でも、担当部署から連絡・督促は行いません。
- ③ 指定された期限までに提出等しなかった者については、「書類不備者」として取り扱い、授業料免除等の選考の対象から外します。

※ただし、上記①～③の場合でも、指定された期限までに提出等できないことにつき相当の理由があり、かつ、指定された期限前に窓口で連絡・相談をしてきた者で、本学が特に認めた場合は、この限りではありません。